

# 教員養成課程における合奏授業がもつオンライン授業での可能性

## —オンライン授業下における授業の質保証—

The Potential of Online Ensemble Classes in Teacher Training Courses: Quality Assurance in Online Classes

中田 知宏  
Tomohiro Nakata

キーワード：オンライン、授業、吹奏楽、教員養成

### 0. はじめに

新型コロナウイルスの世界的な大流行は、人に物理的分断をもたらした。この未知のウイルスへの対抗策として厚生労働省は「新しい生活様式」<sup>1)</sup>を提唱し、人々に個の確保の必要性を示している。感染拡大は大学の授業にも影響を及ぼし、実技を伴う科目においてもオンライン授業への切り替えにより、学生の個の確保が行われた。同じ空間における集団での演奏（実技）を前提とする合奏授業も、オンライン授業での実施となった。そのため本研究では、コロナ禍における授業実施において、合奏授業が学生の個を確保するオンライン授業にて学修成果を担保できるのか、その可能性を探る。

本研究は、対面実施を前提に組み立てられている教員養成課程における合奏授業（本論では合奏形態は吹奏楽を基本とし小編成アンサンブルも含む）では、その前提条件が成り立たない場合、授業構築が可能かとの疑問に端を発したものである。この疑問に対する答えの模索を通じて、合奏の授業構築に必要となる要素の細分化や先行研究の分析、学修の質保証について検討の必要性が示された。これら一連の流れのなかで、教員養成課程における音楽系実技科目の先行研究に目を向けると次の3つの課題が見られた。

第1の課題は、現状では教員養成課程における音楽系実技科目の先行研究が少なく、合奏系授業を組み立てる際に参考となる授業参考モデルや指導指針参考モデルが見当たらないことである。基本的には授業実施者が合奏に必要な要素を理解・把握し、目的に合わせた授業を構築することが求められるため、必ずしも参考モデルを示す必要はない。しかし、先行研究の少ない教員養成課程の音楽系実技科目の授業について参考モデルを提示することは、参考資料を必要とする事態となった教員の一助になるだろう。

第2の課題は、教員養成教育において重要とされている「質保証」<sup>2)</sup>と「実践的指導力」<sup>3)</sup>の個別授業レベル研究における両用語の使い方である。どちらの用語についても明確な定義は示されておらず一定程度の解釈の幅が生じることは自然だろう。しかし、少なくとも教員養成課程における「質保証」と「実践的指導力」の出所を知るという過程を経たうえで両用語を用いることが必要である。

第3の課題は、教員養成課程における音楽系実技科目に関連した指導力についてである。教員養成を意識した授業では、多くの場合学生が教壇に立ったときのことを想像して授業を組み立てていくことになる。このことから、音楽的アプローチを伴った指導力の養成よりも指導方法論会得のための指導力養成への傾倒が見られる。この点について、具体例を挙げながらの指摘が必要であろう。

以上が合奏授業のオンライン授業の可能性を検討するなかで浮き彫りになった課題である。本研究では合奏授業のオンライン授業での可能性を示すことを試みると同時に、上記課題の対応策を明らかにする。これ

らの考察により教員養成課程における合奏授業や音楽系実技科目の授業内容の充実を図りたい。

本論は合奏授業を核として議論が展開される。第1章では合奏授業を構成するために必要な要素に目を向ける。教員養成に関する政策のなかで中心となり得る概念である「実践的指導力」と学校での指導指針の中核となる『学習指導要領』を手掛かりに、授業の構成要素を浮き上がらせる。ここで可視化された構成要素を組み立て、第2章では教員養成課程における合奏授業の骨格を示していく。この骨組みは教員養成課程における合奏授業において必要となる学修内容と結びつきオンライン授業の可能性を検討する際の検証指針となる。第3章では教員養成課程を考えるうえで切り離すことのできない用語「内部質保証」<sup>4)</sup>と「質保証」を検討する。この検討は合奏授業の学修内容において質の担保ができていないのかを判断する基準を示すことにつながる。本論文では以上の順を追って、オンライン授業による合奏授業が学修成果を担保できるのかについて考察する。

## 1. 合奏の授業構成に必要な要素の明示

本章では2つの視点から合奏授業構築に必要な要素を検討する。第1の視点は教師教育改革の中心とされる「実践的指導力」である<sup>5)</sup>。この「実践的指導力」の内容を概観・整理し、合奏授業にて修得が期待される「実践的指導力」を考察する。第2の視点は「実践的指導力」の一部として考えられる『学習指導要領』とする。本研究の対象としている合奏は教員養成課程での授業であるため、『学習指導要領』は教員や教員を目指す学生が理解しておくべき内容である。以上のことを背景にこの2つの視点から合奏授業構築に必要な要素を示す。

### 1.1 「実践的指導力」からの検討

「実践的指導力」は教員養成課程における指導内容を考えるうえで鍵となる概念である。その重要性は「『教員の資質能力の向上方策等について』（1987年教育職員養成審議会答申）・・・以来・・・教師に求められる資質能力の中核に置かれ」、教員が身につけるべき資質能力とされていることから明らかだろう<sup>6)</sup>。このような背景から、本論では「実践的指導力」について踏み込んだ内容を掲載している日本学校音楽教育実践学会『音楽教育実践学事典』に依拠し、本用語の内容を表1に示す。「意義」・「教員の資質能力としての実践的指導力（表1では資質能力と記す）」・「音楽科教員に求められる実践的指導力（表1では音楽科教員と記す）」を観点としており、この内容を基に合奏授業構築に必要な要素を浮かび上がらせる<sup>7)</sup>。

表1：「実践的指導力」について

項目	番号	具体的内容
意義	1	単なる指導力や熟達した指導力を表すものではない
	2	教育にかかわる諸理論に裏付けされた、子どもの学力を確実に保証していくことのできる指導力
資質能力	3	教育者としての使命感
	4	人間の成長・発達についての深い理解
	5	幼児・児童・生徒に対する教育的愛情
	6	教科等に関する専門知識
	7	広く豊かな教養
音楽科教員	8	音楽科に関する専門的知識
	9	教員自らも音楽の表現者として、それに必要な知識や技能を有していなければならない
	10	学習指導要領をその背後にある理論的な考え方を踏まえて理解し、その内容を反映した音楽科の単元を構成し、学習として展開し、評価できる能力

（『音楽教育実践学事典』302ページ記載の文章をもとに作成したものである。）

まず「意義」の項目について分析したい。『音楽教育実践学事典』が指し示す「実践的指導力」の「意義」は、教員に必要とされる資質能力全般を包括的に表しているだろう。この言葉の出所が1987年の教育職員養成審議会答申による「教員の資質能力向上方策等について」であることを考えれば、指し示す内容が「多義的」であることは自然である。また表1の1・2から考えると、ここに示された「意義」は学生が教壇に立つ際に必要となる資質のなかで最下層に位置する基礎的な部分であると言えるだろう。以上のことから、ここに示されている「意義」は音楽的素養を含めた教科における指導力や音楽科における専門的知識会得の前に、教員そのものであることを成り立たせる要素を示していると考えることが妥当と考えられる。また、2点目の「教員の資質能力としての実践的指導力」については、項目のなかに「実践的指導力の基盤となる資質能力」との記載がある。これにより「意義」と同様に位置づけられよう<sup>8)</sup>。

最後に「音楽科教員に求められる実践的指導力」に目を向けたい。表1の8・9・10をみると、「音楽科に関する知識」や「音楽の表現者」、「学習指導要領」といった合奏授業に直接関係する用語が各項目に見られる。表1のなかでこれほど合奏授業と関連の強い用語ははじめてであり「音楽科教員に求められる実践的指導力」の分析は合奏授業を検討するうえで有用である。以上を踏まえ、「音楽科教員に求められる実践的指導力」の具体的内容について詳察する。

#### 「音楽科に関する専門知識」(表1：番号8)

「音楽科教員に求められる実践的指導力」について、表1に示した3つの具体的内容を「音楽科に関する専門知識」から順を追って見ていく。用語の検討をはじめてまず行き当たるのは、用語がもつ意義を決めることが難しいことである。これは音楽科が示す範囲に解釈の幅が生まれていることが原因である。1つ目の解釈は、音楽科の概念を音楽そのものや文化的背景、歴史的背景などの要素を含んだものと理解することである。2つ目の解釈は、『学習指導要領』に示されている内容を範囲とすることである。懸念点として『学習指導要領』(表1：番号10)の記載内容には「背後」があり、1つ目の解釈との相違があるのかとの疑問が浮かんでくる。しかし、本論は用語の定義が目的ではなく合奏授業構築に必要な要素の方向性や内容を一定程度示すことが主であるため、第二の解釈の場合には『学習指導要領』に記されている文言については深く掘り下げない内容を範囲とすることが妥当と考えられる。

上述の2つの解釈に加えて、表1の10「学習指導要領をその背後にある理論的な考え方を踏まえて理解」との文言を取って入れていることを考えれば、8が示す内容は第二の解釈で述べた『学習指導要領』に記されている文言を深く掘り下げない範囲と考えることが自然であろう。このことから「音楽科に関する専門知識」は『学習指導要領』の内容を知識として押さえておくことを想定していると考えられる。

ここまでの分析では「音楽科に関する専門知識」について1つの解釈を示すことはできた。しかし、具体的な内容は記されておらず「多義的」であることから、この用語が意図する方向性や範囲を定義できていない。しかし、この用語が合奏授業構築の要素を検討するうえで必要となる内容については一定程度の可能性を示しているだろう。以上のことから、教員養成課程における合奏授業に必要な要素を検討する際には『学習指導要領』の内容を参照することは必要な過程だといえる。

#### 「教員自らも音楽の表現者として、それに必要な知識や技能を有していなければならない」(表1：番号9)

続けて表1の9に明記してある具体的内容について検討する。ここで鍵となるのは「音楽の表現者」が表している内容である。「表現」とは「物事の感じやようすを身ぶり、ことば、文字、色、形などであらわすこと」であり、「表現者」はそれらを行う者と言える<sup>9)</sup>。クラシック音楽のように楽譜から音楽を読み取り音楽を用いて芸術を再現する人を指す場合もあれば、音楽から感じ取ったひらめきや印象などをダンスや演劇を通して発信する人であることも考えられる。用語から考えればどちらの可能性も否定することはできないだろう。この用語もまた「多義的」である。しかし、検討する角度を変えると「表現者」の意義を限定す

ることができる。

「表現者」は「音楽科教員に求められる実践的指導力」のなかでも記されている用語である。音楽科教員に求められる力は、基本的には音楽科の領域において発揮されることを前提としている。これは音楽科の授業内で取り扱う内容のなかで用いる力であるだろう。音楽科の授業で取り扱う内容は歌唱・器楽・創作・鑑賞の四分野に大別されており、四分野と「表現者」の関連を考えれば「音楽の表現者」=演奏者と理解することが自然であろう。以上のことから本項目を通して合奏授業の構築に必要な要素を挙げるならば、合奏授業を通して演奏者として「必要な知識や技能を一定程度有して」おくことと考えられる。

『学習指導要領をその背後にある理論的な考え方を踏まえて理解し、その内容を反映した音楽科の単元を構成し、学習として展開し、評価できる能力』（表1：番号10）

表1の10に示された文言は、「音楽科教員に求められる実践的指導力」のなかで唯一具体的な内容を記している。具体的には『学習指導要領』を理解したうえでその内容を基に授業を進め、さらに評価までできることが「実践的指導力」を有しているとの内容である。これだけでは合奏授業の構築に必要な要素を示すことはできていない。この要素を明示するには『学習指導要領』の内容を整理し、合奏の授業と結びつける内容を示すことが必要である。以上を踏まえ、次節において『学習指導要領』の内容を精査し、合奏の授業を組み立てるために必要となる要素を抽出する。

## 1.2 『学習指導要領』からの検討

本節では『中学校学習指導要領（平成29年度告示）解説 音楽編』（以下、『学習指導要領解説』と記す）を参照し、合奏の授業構築に必要な要素を明らかにする。『学習指導要領解説』は全4章から成り、順に「総説」「音楽科の目標及び内容」「各学年の目標及び内容」「指導計画の作成と内容の取り扱い」にて構成されている<sup>10)</sup>。本研究で検討が必要となるのは、音楽科が目指す内容と表現領域の器楽分野が関係する内容である。これらが明示されているのは第2章「音楽科の目標及び内容」第3章「各学年の目標及び内容」であるため、それぞれの内容を整理・考察し、鍵となる用語を示す。考察は第2章から順に行う。まず音楽科の目標を引用したうえで、重要な語句は表2と表3にまとめる<sup>11)12)</sup>。

### 【音楽科の目標】

「表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す<sup>13)</sup>。」

- (1) 曲想と音楽の構造や背景などとの関わり及び音楽の多様性について理解するとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情を育むとともに、音楽に対する感性を豊かにし、音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

表2：音楽科の目標における重要語句

1	音楽的な見方・考え方	6	音楽活動の楽しさ
2	曲想と音楽の構造や背景などとの関わり	7	音楽を愛好する心情
3	音楽の多様性	8	音楽に対する感性
4	創意工夫を生かした音楽表現	9	音楽に親しんでいく態度
5	音楽表現の創意工夫	10	豊かな情操を培う

（『学習指導要領解説』9ページの内容をもとに作成したものである。）

続けて「音楽科の内容」から合奏の授業に深く関連する要素を抽出する。音楽科の内容は本章のはじめにも記したが表現領域と鑑賞領域に分けられている。楽器の演奏が主に関係しているのは表現領域であり、その領域は歌唱・器楽・創作に区分けされている。この表現領域では次の5つの観点から指導内容を捉えることが必要と示されている<sup>14)</sup>。

### 【音楽科の内容】

表3：音楽科の内容における重要語句

11	音楽の素材としての音
12	音楽構造
13	音楽によって喚起されるイメージや感情
14	音楽表現における技能
15	音楽の背景となる文化や歴史など

(『学習指導要領解説』35-91ページをもとに作成したものである。)

【音楽科の目標】と【音楽科の内容】を概観し鍵となる要素を羅列すると、内容が重なっていることは明らかである。ここで示されている内容は音楽科の指導内容から記したものであるが、これらは音楽を創り上げていく過程で必要となる要素でもある。合奏にて音楽を創り上げるには、それぞれの奏者が音・音楽の構造・形式・様式・テンポ・音程などを認識・理解し多層的に組み合わせ音に集約させて表現することが必要になる。以上のことを踏まえると、合奏にて1つの音楽を創り上げることに必要となる要素は、『学習指導要領』に示されている内容と共通している点が多い。このことから、合奏授業の構築には、上記に示した『学習指導要領解説』における【音楽科の目標】と【音楽科の内容】の鍵となる要素を念頭においた指導に加え、演奏者として必要な知識や技能修得のための指導を行うことが、教員養成課程における合奏授業の質を一定程度保証することにつながると考えられる<sup>15)</sup>。

## 2. 合奏授業の構成内容とオンライン授業の可能性

第2章での目的は、教員養成課程における合奏授業がもつオンライン授業の可能性を提示することにある。このため本章第1節では第1章での要点を踏まえて、教員養成課程の合奏授業における授業構成の骨組みを提示する。本章第2節では第1節の内容をもとに、合奏の授業におけるオンライン授業の可能実施項目や範囲について考察する。最後に第3節では、合奏授業を含む音楽系実技科目における指導の留意点について言及する。

### 2.1 教員養成課程における合奏の授業構成の骨組み

本節では教員養成課程における合奏の授業構成内容の骨組みを提示する。この授業構成内容は第1章にて明らかにした授業構築に必要な要素を踏まえている。授業の目的・留意事項・授業内容と『学習指導要領解説』との関連を明らかにする。

#### 【授業の目的】

- ・演奏者として合奏体で音楽作品を創り上げたいうえで、指導者としての基本的な指導アイデアを会得する。
- ・吹奏楽や小編成アンサンブルを通して、1つの音楽（表現）を創り上げるアンサンブル方法（理論的理解・実践的理解）を修得する。
- ・取りあげる楽曲・作曲家の時代背景や様式・形式などを理解した上で、各々が自身の演奏上の役割を把握し全体の響きや各楽器（声部）の音・音楽を聴きながら他者と合わせて音楽表現を行う。

- 
- ・合奏の進め方を体得するとともに、吹奏楽指導の1つのモデルに触れ、演奏技術向上を図ると同時に合奏知識を深め、指導アイデアを広げる。

#### 【留意事項】

- ・音楽を意識する。
- ・指導方法から演奏を考える・学ぶのではなく、取り扱う作品が再現芸術であることを認識したうえで音楽と向き合い、音楽とはなにか・演奏や合奏とはなにかを実践的に学び、それらを基にした指導方法や指導アイデアの会得を目指す。

#### 【授業内容と学習指導要領との関連】

##### 1. 楽曲分析と解説、指示（理論的理解）

- ・楽曲の背景（3, 15）
- ・形式（2, 3, 12）
- ・様式（2, 3, 12）
- ・音楽の構造（2, 3, 4, 12）
- ・表現法（1, 2, 3, 4, 11, 13, 15）
- ・作曲家（3, 15）

●（ ）内は表2【音楽科の目標】・表3【音楽科の内容】の番号である。

●すべての項目は独立したものではなく、関わり合って成り立っている。そのため、上記に示した番号・項目は大きな分類として考えた場合に代表して該当するものである。

●5～10, 13はすべての項目に共通して該当するものとして考えられるため、表には記入していない。

##### 2. 演奏方法（実践的理解）

1の内容を踏まえた演奏・表現方法の指示と演習

##### 3. 演奏会の運営方法

以上が合奏授業にて行う項目と『学習指導要領解説』の関連＝授業構成の骨組みである。音楽を奏する際、上記それぞれの項目は独立して存在することはなく、それぞれが常に関連や影響し合い音楽が奏でられていることに留意しておかなければならない。また、演奏者の目線として、音楽表現における技能のなかには、自身の担当する役割の音を奏するときには、ブレスやテンポ、音程など多くの要素が含まれていることも理解しておく必要がある。上記の授業内容は、対面授業を想定して構成したものである。次節では、この授業内容についてオンライン授業にて実施可能な内容と実施が難しい内容を示す。2020年度に実際に行った授業方法の報告と関連させながら合奏授業におけるオンライン授業の可能性を模索する。

## 2.2 合奏授業のオンライン授業における可能性

2020年度春 Semester に開講された合奏授業は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、すべての授業がオンラインへの切り替えが行われた。当該年度の授業は以下の内容にて授業を構成した。

第1回から第4回はオンデマンドによる講義形式にて授業を行った。内容はドイツ音楽、イタリア音楽、ロシア音楽についてワークシートを用いて鍵となる用語の整理を行ったうえで、音源や録音音源を使用して音や音楽から各音楽の特徴を学修させた。これら講義形式での授業では、『学習指導要領』が示している全15項目のなかで4項目（1, 2, 3, 15）について詳細な内容の学修となった。第4回までの内容については通常の対面授業では合奏を進めるなかで必要に応じて口頭にて説明を行っている。これらを比較すると、解説的な説明については今回のオンデマンドによる講義形式のように、文字化し集中的に説明を行う方が学生への定着率が高いように感じられた。

第5回以降では、学生を演奏グループと指導者役に分けて授業を構成した。これは自宅にて楽器の音が出

せる学生と出せない学生がいたためである。具体的な授業内容としては模擬合奏である。第5回から第7回までの授業の流れは次のとおりである。

#### 【第5回】

- ・指導者役は演奏者がどのようなテーマでどのように演奏すれば、方向性が統一された演奏になるかを考え、具体的な指示を指示書に書き出し演奏者に送る。
- ・演奏者は送られてきた指示書をもとに各自練習・録画し、動画を提出する。
- ・提出された動画を授業実施者が編集し、合奏動画を作成する。

#### 【第6回】

- ・第5回で作成した動画を授業実施者が学生に送る。
- ・指導者役は送られてきた動画から演奏の完成に向けた改善点を指示書に書き、演奏者に送る。
- ・演奏者は送られてきた指示書をもとに各自練習・録画をし、動画を提出する。
- ・提出された動画を授業実施者が編集し、合奏動画を作成する。

#### 【第7回】

- ・第6回に作成した動画を用いてオンライン発表会を行う。
- ・演奏者、指導者役全員がアップロードされた演奏動画をみて、良い点や改善が出来る点についてコメントシートに記入し提出する。

第8回以降では、取り扱う曲目を変更し、第5回から第7回までの流れを用いて疑似合奏による学修を行った。これに加えて、教員になった際に必要となる演奏会運営の能力養成のため、第13回からはオンデマンドの講義形式にてセッティング表の書き方やタイムテーブルの作成についての学修を進めた。

上記の授業について、指導者役が演奏をすることができない状況であったことを除けば、学修内容に必要な項目を満たしているかとの基準で授業を評価することができ、通常の対面での合奏授業における授業内容を基本的には学修できていたと判断することができる。しかし、本授業にて対象にしているのは西洋音楽であり、演奏にて表現される音や音楽は言い表せないほど多くの要素から構成される。これらを芸術として音や音楽にするためには、機械では図ることのできない間合いや音楽の揺らぎなど、奏者が同じ空間にいないと表現することのできない要素が存在する。疑似合奏では、動画編集の能力範囲によって基本的にはメトロノームを用いたように一定の速さで演奏することが求められる。これにより音楽の揺らぎなどの表現は不可能となる。

これらを踏まえると、合奏授業の目的を第2章1節に記した通りとするならば、多くの要素を学修することができる点においては一定の成果は担保されていると考えられる。しかし、合奏体として再現芸術である1つの音楽作品を創り上げることを目的の1つとするならば、音楽のもつ間合いや揺らぎといった表情の表現ができないことは、芸術を創造すること＝学修目的（音楽作品を創り上げること）が達成されておらず、学修の質の担保は一定程度に留まる。

### 2.3 音楽系実技科目における指導の留意点

本節は本論文における中核となる議論からは少し外れるが、音楽系実技科目における先行研究が少ないことを踏まえ、教員養成課程において音楽系実技科目の授業構築を検討する際の留意点について述べたい。

昨今、教員養成課程での実技系科目において音楽科教員に求められる指導力育成に関する研究が行われている<sup>16)</sup>。これらの研究では、教員養成課程における音楽系実技科目の授業は技術の習得や自己表現が最大の目的ではなく、学生が自己表現に至るまでの段階を理解し、これらを指導できるようになることが重要であるとの見解が出されている<sup>17)</sup>。これらは教員養成と演奏家養成では向かうべき方向性が異なることを示して

おり、数が限られている音楽系実技科目の研究において貴重な指摘である。しかし、演奏を経験している者としての立場から考えると懸念すべき点が挙げられる。

結論を先に述べると、音楽と指導方法論の独立である。中島（2003）は研究目的の1つとして「音楽科教員に求められる音楽的基礎能力を高めるための新たなピアノ指導法を探求する」を挙げている<sup>18)</sup>。「音楽的基礎能力」については「小・中学校の音楽科教員が教育現場において・・・最低限備えているべき能力」としている<sup>19)</sup>。この能力育成について、教員養成課程では実践的な指導力育成が目的であり「音楽大学等における演奏家になることを目的にしたカリキュラム」では「音楽的基礎能力」育成に問題が生じる可能性を指摘している<sup>20)</sup>。中島の指摘は教員養成と演奏家養成では向かうべき方向性が異なることを的確に指摘しており重要な見解である。しかし、上記の論文では「西洋音楽およびそこから派生した音楽」を対象に研究を進めているにもかかわらず、「文化的側面からのアプローチは含有させていない」としており、ここで音楽と指導方法論の独立が懸念される<sup>21)</sup>。

対象とする音楽が「西洋音楽およびそこから派生した音楽」であることは次のような点を意識すべきである。演奏にて表現される音や音楽は、多くの要素から構成される。一例として、音を奏でる技能を有していることを前提とすれば、音、響き、様式や形式、作品の時代背景や作曲家がもつ特徴など、多くの要素を多層的に織りなすことによって芸術となる。これらは再現芸術と向き合ううえで重要な要素の1つであろう。以上の点を念頭に教員養成課程での音楽系実技科目における指導内容を検討するならば、少なくとも演奏者として音楽を奏でるために必要となる段階を理解・経験・習得したうえで、中島らが指摘する「実践的な指導力育成」を行うべきであろう。

### 3. 合奏授業における質保証の判断材料

第3章では教員養成課程における合奏授業について、授業の質の保証を検証するためにどのような方法や概念が存在しそれらをどのように用いることができるのかを検討する。本研究で必要となる「質保証」の内容は、個別授業レベルにて「質保証」が担保できているのかを示すことのできる基準である。質を保証することを示す用語は教職課程の政策のなかで見られる「内部質保証」と「質保証」であるため、本章ではこの用語の意義や有している内容を検討し上記で述べた基準を示すことを目指す。

まず、この用語・概念には「評価」が含有されている。高等教育機関における評価は2004年度から大学機関別認証評価が法律で義務付けられ、令和2年改訂の実施大綱によれば「大学による自己評価」と「機構による評価」にて評価を実施するとの記載がある<sup>22)</sup>。

その後、2016年に中央教育審議会大学分科会が発表した『認証評価制度の充実に向けて』のなかで、「各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視した評価制度」への転換が求められ、大学ごとに教育の質の担保が必要とされている<sup>23)</sup>。

しかしここには大きな課題があることが先行研究にて指摘されている。それは、「内部質保証が具体的にどのような活動を指すのか明確でない」ことである<sup>24)</sup>。この状況を踏まえて、大学改革支援・学位授与機構にて『教育の内部質保証に関するガイドライン』（以下、『ガイドライン』）の作成が行われた。しかしこの『ガイドライン』作成者の一人である林は「内部質保証は、質および保証の概念ともに多義的である」と指摘しており、学問や授業レベルでの画一的な評価規準の設定には至っていない<sup>25)</sup>。さらに、本論は芸術分野、とりわけ音楽に関連した内容であり諸学問に比べると抽象度が高い。これに起因しているのか、日本学術会議が示している『大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準』のなかでも芸術分野に関しての参照基準はない<sup>26)</sup>。

上記を踏まえると、「内部質保証」や「質保証」の詳細な検討を行う前ではあるが、個別授業の質保証を検証する概念や方法と質保証が担保できているかを図る画一的な基準は存在していないことが分かる。その

ため、第1節では内部質保証とはなにかを概観し、個別授業の内部質保証システムにおける位置づけを明らかにする。第2節では「質保証」の「質」と「保証」の意義を示す。これは個別授業の質保証を検証する方法の検討のために重要な要素となる。

### 3.1 内部質保証とは

本節では「内部質保証」とはなにかその概観の実態を探りたい。まず『ガイドライン』における定義を確認する。以下がその内容である。

大学が自律的な組織として、(中略)教育及び研究(中略)について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。これは(中略)質保証の責任が、第一義的には大学自身にあるという考え方に基づく<sup>27)</sup>。

ここでの鍵は「内部質保証」の責任の所在である。その所在は「大学自身」と記されている。さらに『ガイドライン』の「教育の内部質保証」では「大学の教育研究活動の質や学生の学修成果の水準等を自ら継続的に保証すること」と記されており、「内部質保証」は「大学」が「責任」をもって行うべき制度であることを理解できる<sup>28)</sup>。それでは、「教育の内部質保証」を実現するためにはどのような仕組みが必要としてあるのか『ガイドライン』を紐解きたい。内部質保証システムの構成内容(6項目)が示されているため、表4にまとめる。

表4：内部質保証システムの要素（教育の内部質保証の仕組み）

要素	内容
1	教育の内部質保証に関する方針と体制
2	教育プログラムの点検・評価
3	教育プログラムの新設等の学内承認
4	教職員の能力の保証と開発
5	学修環境・学生支援の点検・評価
6	大学や学部・研究科の教育研究活動の有効性の検証

(『ガイドライン』3-4ページをもとに作成したものである。)

表4を概観すると、点検や評価・承認・保証・開発・検証などの内容が並んでおり、どの項目も「大学の責任」において進めることが必要な内容であることが分かる。『ガイドライン』では表4の内容を用いて「内部質保証システム」の概念モデルを作成し実際の内部質保証の機能を説明している。このなかで授業レベルの位置づけについて次のように言及がある。

(教育)プログラムよりも下の階層である授業レベルの点検や改善(たとえば授業評価の取組)は、教育プログラムが適切に行われていることを確認するための一つの方法として位置づけられる<sup>29)</sup>

上記内容は、内部質保証システムの概念モデルを大学(の教育活動)、学部・研究科(の教育活動)、教育プログラム、個別の授業の4階層から構成した場合の個別の授業の位置づけを示したものである。この内容は個別授業において学修の質が担保されることが大学の質保証につながることを表しているといえよう。また、4階層構成とその関連性から全体(大学)と個(個別授業)の連関の重要性についても確認できた。

個別授業レベルで考える「内部質保証」では次の内容が示された。まず「内部質保証」は各大学が責任をもって行う制度であることが明らかになった。さらに、本節で最も重要な点として、内部質保証システムを

大学（の教育活動）、学部・研究科（の教育活動）、教育プログラム、個別の授業の4階層に分けた場合、個別授業は教育プログラムの下の層への位置づけとなる。これは4階層が常に関連し合うことで大学の質を保っていることを考えれば、授業レベルでの点検や改善による授業の質の担保が大学の質の担保に直結していると考えられる。これにより授業をいかに緻密に構成し実施するかが重要であることが示された。

### 3.2 質保証の「質」と「保証」とは

第2節では「質」と「保証」に焦点を当てる。ここでは高等教育における質と保証の定義から「質保証」の意義を検討する。まず「質」の意義の明確化は「質」の高い授業を目指すために具体的に必要な改善内容の提示を可能にする。これにより、目的に合わせた高い目標の設定と授業構築が理論上可能となる。「保証」については、「質」をどのような状態にしておけばいいのかを示す用語であるといえよう。この両用語の意義を明確にして組み合わせることによって、個別授業の「質保証」を具体的に示すことになる。これにより個別授業の質が担保されているかを検証する1つの道具を作ることができる。

それでは「質」と「保証」が「内部質保証」のなかで有する意義は何であろうか。まず「質」についてであるが、先行研究をもとに結論からいえば「多義的」であり各分野における意義を網羅する定義を示すことは困難である。これは欧州の「高等教育における質の概念が多義的であることは（中略）古くから存在する課題」<sup>30)</sup>との内容からも、定義の難しさを裏づけているだろう。いかに「多義的」であるかは、林（2018）の研究の5つの質概念をみれば明らかである。この5つの「質概念」は表5の通りである<sup>31)</sup>。

表5：質概念の種類と内容

番号	質概念の種類	鍵となる用語・考え方
1	非凡さ	学位の水準への適合
2	完全性	プロセス基準遵守
3	目的適合性	PDCAサイクルの構築・顧客満足度
4	資金に見合う価値	効率性・実績指標
5	学生の変容	エンパワーメント・教育の質的転換

（林（2018）7ページ表2をもとに作成したものである。）

この表から「質概念」の「多義性」は明らかであろう。この内容について林は興味深い考察を行っている。それは日本の高等教育が目指す「質概念」は「目的適合性」の考え方と整合性がとれるとの指摘である。この根拠は以下の通りである<sup>32)</sup>。少々長いが引用する。

1998年大学審議会答申・・・では大学の個性化を進めるという文脈の中で大学評価が求められ・・・その後の認証評価導入後も、各認証評価期間は評価の方針として「個性化」・・・や「大学の理念・目的の実現に向けた取り組みの重視」をうたってきた。この質概念のもとでは、内部質保証はPDCAサイクルを基本モデルにする傾向がある。PDCAサイクルは設定された計画に整合した行為が行われて成果が得られているかの検証を行い、修正を行うものであり、計画は大学の目的やミッションを出発点とすることから「目的適合性」の考え方と整合する<sup>33)</sup>

この指摘は『ガイドライン』に示されている「内部質保証」の定義「大学が自律的な組織として（中略）継続的に点検・評価し、質の保証を行う」との整合性から考えても妥当な指摘であろう。この「質」が多くの議論がなされてきた用語であることを考慮すると、上記で示した整合性は「質」もしくは「質概念」の意義として充分とはいえないまでも一定の説得力をもった定義であると位置づけることができる。

「保証」について林は『保証』とは、点検やその結果の活用によって、目的や水準が達成されていること

を確保し、それによりアカウントビリティと改善に資することを指す」としている<sup>34)</sup>。これと併せて「質保証と質向上は、二分されるものではなく、つながりのある概念として捉える見方が多い」が、「現時点」では「柔軟性をもって考えるべき」であるとの見方を示している<sup>35)</sup>。「保証」に関しては「質」と比較すれば解釈の幅が狭く林の指摘を用いることが妥当であろう。

#### 4. おわりに

本論文は教員養成課程における合奏授業の可能性をテーマに考察を行った。検証の視点としては合奏授業の構成要素の可視化、合奏授業の骨格の提示、合奏授業の質を確かめる基準の検討である。それぞれの項目にて示された内容を以下に記す。

合奏授業の構成要素については、『音楽教育実践学辞典』の「実践的指導力」の項目と『学習指導要領』の分析から提示を行った。「実践的指導力」の考察では、合奏授業が教員養成課程での個別授業であることを考えると「音楽教員に求められる実践的指導力」の項目に記された三つの具体的内容が重要であった。ここでは合奏の授業を通して学生が修得を必要とする項目が確認された。まず『学習指導要領』の内容を知識として押さえておくこと、次に演奏者として必要な知識や技能を一定程度有しておくこと、最後に『学習指導要領』の内容についてその背景を含めて理解しておくことである。これらが「実践的指導力」から読み解いた柱となる要素である。

『学習指導要領』の整理・分析からは、合奏にて1つの音楽を創り上げることに必要となる要素が『学習指導要領』に示されている内容と共通している点が多いことが明らかになった。このことから、合奏授業の構築には『学習指導要領』における【音楽科の目標】と【音楽科の内容】の鍵となる要素を念頭においた指導に加え、演奏者として必要な知識や技能修得のための指導を行うことが、教員養成課程における合奏授業の質を一定程度保証するとした。

上記の考察により可視化された要素を踏まえて、第2章では1つの授業構成モデルを示した。ここでは、目的・留意事項・実践的指導力と『学習指導要領』との関連を軸として合奏授業の骨組みを示した。続けてこの骨組みを踏まえた授業内容をオンラインにて実施した場合について、オンライン授業における合奏授業の可能性について考察した。ここでの結論としては、学修内容との関連にて示した多くの要素を学修することができる点においては一定の成果が担保されていると考えられた。しかし、合奏体として再現芸術である1つの音楽作品を創り上げることを目的の1つとするならば、音楽のもつ間合いや揺らぎといった表情の表現ができないことは、芸術を創造すること=1つの学修目的（音楽作品を創り上げること）が達成されておらず、学修の質の担保は一定程度との条件付きになるとした。

合奏授業の質を確かめる基準についても考察した。ここではまず、内部質保証システム概念モデルが大学（の教育活動）、学部・研究科（の教育活動）、教育プログラム、個別の授業の4階層と設定されていることを踏まえて、個別授業の位置づけと各階層が関連していることを明らかにした。4階層が常に関連し合うことで大学の質を保っていることを考えれば、授業レベルでの点検や改善による授業の質の担保が大学の質の担保に直結していることが示された。このなかで「質概念」が示す内容は「多義的」であるが「目的適合性」が重要視されると解釈することが妥当であることを記した。「保証」は「点検やその結果の活用によって、目的や水準が達成されていることを確保し、それによりアカウントビリティと改善に資することを指し」「質保証と質向上は、二分されるものではなく、つながりのある概念として捉える見方」とすることが妥当であるとの見解を示した。

以上の考察から、教員養成課程における合奏授業がもつオンライン授業の可能性は、次のように結論づけられる。授業の目的を合奏授業モデルに示したものとすれば、合奏授業構築にて必要となる基本的な内容については学修が可能である。しかし、対象が音楽=芸術であり、音楽のもつ間合いや揺らぎといった表情の

表現を一例とした音楽的内容については学修が難しく、芸術を創造すること＝学修目的（音楽作品を創り上げること）については達成が困難である。授業実施環境に制限がなく、より充実した内容の授業をすることを考えると同時に学修内容が音楽＝芸術であることを考えれば、合奏授業は対面授業による実施が望ましい。

最後に、本研究から今後の課題は次の内容が挙げられる。高等教育機関の音楽系実技科目における演奏家養成と教員養成課程に求められる学修内容について、共通点や方向性の違いをより明確にし、双方の分野において音楽を通した学修をさらに深めていくことが必要である。授業実施者の音楽の知をより緻密で繊細なものへと磨いていくことは、学生や教員の造詣を深めることへとつながるだろう。

本論の内容は音や音楽の性質上、可視化の段階で抽象的な表現や感覚的な見解を含まざるを得ないためこれまで等閑視されてきた、または、研究されることが少なかった内容である。本論文ではこれらについて1つの授業構成モデルを示し、オンライン授業での可能性について一見解を示した。今後、この授業構成モデルが授業実施者の一助となり学生の学びの充実へとつながってってくれることを願う。

## 【註】

1) 厚生労働省「新しい生活様式 実践例」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)（2021/6/30最終アクセス）。

2) 多くの文献に用いられているが、本論文では林（2018）4ページからの引用とする。

3) 多くの文献に用いられているが、本論文では油布（2013）78ページからの引用とする。

4) 多くの文献に用いられているが、本論文では林（2018）4ページからの引用とする。

5) 油布（2013）。

6) 高橋（2010）58ページ、田邊（2012）72ページ、油布（2013）78ページ。

7) 『音楽教育実践学事典』302ページ。

8) 「実践的指導力の基盤となる資質能力」について、「基盤」とされる部分が「実践的指導力」の一部であるのか「実践的指導力」の外に位置した基礎部分であるのかについては、本研究の中心ではないため議論は行わない。本論では「実践的指導力の一部」として扱う。

9) 赤尾一夫他、1992年、「表現」『標準国語辞典』、旺文社。

10) 学習指導要領目次。

11) 学習指導要領9ページ。

12) 同上35-91ページ。

13) 同上9ページ。

14) 同上35-91ページ。

15) 学習指導要領は音楽があるうえで作成されたこと考えれば、合奏の授業構築に必要な要素について学習指導要領を基にしていくことは順序が逆さになっている。これは音楽の重要性を軽んじているわけではなく、授業構築に必要な要素をより具体的かつ分かりやすく示すために敢えてこのように示している。

16) 中島（2003）、坂本（2005）。

17) 同上。

18) 中島（2003）204ページ。

19) 同上。

20) 同上。

21) 同上。

22) 『大学機関別認証評価 実施大綱』3ページ。

23) 林（2018）3ページ。

- 24) 同上。
- 25) 同上。
- 26) 「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」  
[https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/2019/01/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1413532\\_13.pdf](https://www.mext.go.jp/kaigisiryo/2019/01/_icsFiles/afieldfile/2019/02/12/1413532_13.pdf)  
 (2021/6/30最終アクセス)。
- 27) 『教育の内部質保証に関するガイドライン』3ページ。
- 28) 同上。
- 29) 同上4ページ。
- 30) 林 (2018) 5ページ。
- 31) 同上7ページ。
- 32) 同上6ページ。
- 33) 同上6ページ。
- 34) 同上8ページ。
- 35) 同上9ページ。

### 【参考文献】

- 教育職員養成審議会、1987年、「教員の資質能力の向上方策等について教育職員養成審議会答申」。
- 坂本暁美、2005年、「演奏表現活動における『音楽の生成』の様相：教員養成課程でのアンサンブル活動における『音の重なり』の学習過程の分析を通して」『学校音楽教育研究』第9巻、182-193ページ。
- 大学改革支援・学位授与機構、2004年、「大学機関別認証評価 実施大綱」[https://www.niad.ac.jp/media/006/202006/no6\\_1\\_1\\_daigakutaikouR2.pdf](https://www.niad.ac.jp/media/006/202006/no6_1_1_daigakutaikouR2.pdf) (2021年6月30日最終アクセス)。
- 大学改革支援・学位授与機構、武市正人他、2017年、「教育の内部質保証に関するガイドライン」[http://www.niad.ac.jp/n\\_shuppan/project/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf](http://www.niad.ac.jp/n_shuppan/project/_icsFiles/afieldfile/2017/06/08/guideline.pdf) (2021年6月30日)。
- 高橋英児、2010年、「養成段階における実践的指導力の育成についての一考察」『日本教師教育学会年報』第19号、57-66ページ。
- 田邊良祐、2012年、「教員養成における教師に必要な資質能力の育成方策：1970年代以降の政策文書における『実践的指導力』の分析から」『教育制度研究紀要』第7号、65-73ページ。
- 中島卓郎、2003年、「教員養成教育におけるピアノ演奏法に関する指導内容と方法：音楽的基礎能力の育成へ向けて」『学校音楽教育研究』第7巻、204-215ページ。
- 日本学校音楽教育実践学会、2017年、『音楽教育実践学事典』、音楽之友社。
- 林隆之、2018年、「内部質保証システムの概念と要素 先行研究レビューと『教育の内部質保証に関するガイドライン』の定位」『大学評価・学位研究』第19号、1-22ページ。
- 森山賢一、2020年、「教職課程における質保証・向上と実施体制」『教師教育リサーチセンター年報』第10号、13-17ページ。
- 文部科学省、2018年、『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』、教育芸術社。
- 油布佐和子、2013年、「教師教育改革の課題：『実践的指導力養成の予想される帰結と大学の役割』」『教育学研究』第4号、78-90ページ。